

工事関係書類の標準化実施要領

(目的)

第1 土木工事共通仕様書等に基づき、受注者に対して提出を求めている工事関係書類について、国と県の両方で共通する様式については、国様式の使用を標準とすることと受発注者の業務効率化を図ることを目的とする。

(実施内容)

第2 標準化対象書類は、別紙「工事関係書類の標準化対象書類リスト」に定めた書類として、国様式の使用を標準とする。

(適用年月日)

第3 本要領は令和元年10月1日以降適用する。

(移行期間)

第4 本要領の移行期間として、令和元年10月1日から令和3年3月31日までの期間については、従来の県様式を使用できるものとするが、適用日以降に従来の県様式を使用する場合は、工事打合せ簿等により受発注者で協議を行うものとする。

なお、標準化対象書類は、国様式と県様式を混合して使用することはできないものとする。

(その他)

第5 本要領について疑義等が生じた場合は、受発注者が協議を行うものとする。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。